

資料紹介

郵政博物館蔵「辛酉 寛保元年 日用留 壱番」(飛脚問屋・嶋屋佐右衛門日記 第一分冊「宿駅日記」第一分冊／「寛保元年 定飛脚日記一」)

「駅通志料」を読む会

史料解題

本紀要の創刊号以来四号に亘り、旧・郵政資料館所蔵の「駅通志料」といわれる史料群の中から、未公刊史料を選んでその翻刻と紹介を進めてきた。前号までに、飛脚問屋・山田屋八左衛門の店預り人であった利右衛門によってまとめられたと考えられる天保期の一連の史料の活字化を終えることが出来たので、今号からは「駅通志料」の中の新たな史料の紹介を行っていくことにしたい。

今号以降でとりあげたいと考えている史料は、これまで「定飛脚日記」として世に知られてきたもので、十八世紀中頃に江戸の飛脚問屋・嶋屋佐右衛門(手板組・江戸会所)において記録された一連の史料である。この史料については、これまで紹介してきた「駅通志料」の各史料と同様、原本と思われるテキストのほかに、「駅通局」(二部は「内務省」)の文字入りの罫紙に筆写された同内容のテキストが存在する。どちらもそれぞれ和装製本された縦帳十二冊からなる。「定飛脚日記」とは、個々の史料に記されている表題とは別に、後者の筆写された史料全体に対して付与された名称であり、各冊の表紙に貼付されている縦長の題簽には、和暦と「定飛

脚日記」の文字、巻数が記されている(巻数は成立年代順に付されている。ただし、十一冊目と十二冊目については、「定飛脚日記号外」という名称になっている)。しかし、その原本と考えられる前者については、「定飛脚日記」という名称は採用されておらず、各冊の題簽には、「宿駅日記」という表題のみが書かれており、巻数は示されていない(各冊の表紙には郵便博物館の付票も貼られており、そこには和暦表示がある)。なお、「定飛脚日記」については、郵政博物館所蔵本の写本と考えられる史料が一橋大学に所蔵されている。

今回の翻刻作業に当たっては、基本的に「宿駅日記」と題された原本を底本としつつ、郵政博物館所蔵の「定飛脚日記」も同時に参照した。この両テキストについては細部において異同が多数存在する。これは「定飛脚日記」が筆写された際に文字の判読が適切でなかったためと考えられ、文章の脱漏や筆写の際に判断を留保している箇所なども存在する。これらについては極力校訂作業を行ったが、疑問が残る場合については凡例に基づいて注記を施すことにした。

また、本史料の翻刻に際しては、史料名称は原本に記された表題をそのまま示す形とした。しかし、原史料に記された表題のみでは本史料が飛脚問屋・嶋屋の日記であるという性格を示すことができず、また十二冊にわ

たる史料が一連のものとして取り扱われてきたことを提示することもできない。そこで、史料名には「飛脚問屋・嶋屋佐右衛門日記」という注記をカッコ内に付与することとし、その分冊番号も記すことにした。とはいえ、従来これらの史料は「定飛脚日記」という名称で知られており、また「定飛脚日記」も「宿駅日記」も、ともに史料名称として目録⁽¹⁾や郵政博物館のデータベースに記載されていることを考慮に入れると、史料表題にはこれらの名称をも併記する必要があると考えた。その結果、いささか煩雑にはなるが、標記のような史料表題となったことを付記しておきたい。また、「嶋屋」については「島屋」と表記する場合もあり、これをどちらが正しいとするかについては定まった見解がないと思われる⁽²⁾。そこで、史料中では「嶋屋」と表記される場合がほとんどであることに鑑み、今回の翻刻においては「嶋屋」を採用することにした。

本史料については、これまで『東京市史稿』において、「定飛脚御日記」として部分的な掲載が行われている⁽³⁾。したがって、完全な未公刊史料とはいえないが、史料全体の活字化は行われていないため、全文翻刻の意義は存在すると考えたい。また、史料の所蔵先についても、これまで組織の改変により名称が異なっていたが、今号からは「郵政博物館蔵」と表示することにした。

そこで、今号では、嶋屋佐右衛門日記の第一分冊を掲載することとした。底本とした「宿駅日記」の第一分冊は、郵政博物館のデータベース上に資料番号「SBA/0020/6-1」(「SBA/0020」は六分冊目までの番号で、七分冊以降十二分冊までの資料番号は「SBA/0053」として登録されている史料である。史料の表紙は前述のとおりである。また、参照した「定飛脚日記」は、資料番号「SBA/0022/13-1」としてデータベースに登録されている史料である。

この筆写版の「定飛脚日記」の表紙には、「和第二百卅六号」の番号と「共十二冊」の文字が記されるとともに「駅通局庶務課編輯係章」という朱印が押してある付票と、「郵便博物館」の所蔵図書であることを示す付票が貼付されている。また、表紙に貼られた四角い題簽の左端には「第卅七帙入十三冊之内」(十三冊とあるのは他の史料一冊が同じ帙に入っているた

め)とあり、縦長の題簽には「寛保元年 定飛脚日記一」と書かれている。このテキストの前表紙の裏には、「駅通局図書 第二六三号 共一二冊」と記された朱印が押された付票が貼付され、本文冒頭には「駅通局図書章」の文字のある朱印が押されている。前述のように、史料本文は「駅通局」の文字の入った罫紙に筆写したものである。「定飛脚日記」は『大日本帝國駅通志稿』(明治一五年刊)にも史料名として引用されるため、その名称は駅通局での整理の際に付されたものであると考えることができる。これに対し、「宿駅日記」については命名の経緯は不詳であるが、やはり駅通局で付されたものではないだろうか。

本史料の解説と校正作業は、これまでと同様、「千葉古文書の会」の有志の内、隅田孝氏を中心となり、青柳整、尾出恒廣、小川昌造、亀井道生、城戸淳子、古川和市の各氏が、「駅通志料」を読む会⁽⁴⁾を組織して行った。作業を進めるに当たっては、物流博物館の玉井幹司が事務局を勤め、最終的な校正作業に参加した。

原稿作成に際しては、やはりこれまでと同様、山本光正氏に懇篤なご指導を頂いた。記して御礼を申し上げたい。

以下、今回の掲載史料の内容について簡単な解説を記しておく。

本史料は、寛保元年(一七四一)の夏から翌二年三月(史料の表題では八月から二月までとなっている)までの、飛脚問屋・嶋屋佐右衛門における「日用留」である。嶋屋佐右衛門は大坂の飛脚組合「手板組」⁽⁵⁾の江戸会所の名であり、実際に嶋屋佐右衛門という人物がいたわけではない。史料の最終丁に「手板組中」とあるように、本史料は手板組の江戸会所日記であるということができる。嶋屋佐右衛門は元禄十四年(一七〇一)五月に江戸・瀬戸物町に鹿島九郎左衛門店を借りて出店し⁽⁶⁾、有力な飛脚問屋として明治初期まで存続した。なお、史料の冒頭、「控」の文字の下に、「多湖」という文字の朱の小さな丸印が押されている。多湖氏は手板組を構成する家のひとつであり、明治初期に飛脚問屋仲間が合併して陸運元会社(後に内国通運会社)が設立されると、多湖三郎兵衛は明治十七年から二十一年まで、内国通運会社の取締役を務めている。藤村潤一郎氏は、多

胡三郎兵衛が同社の初期の株主に名を連ねた嶋谷・佐右衛門であった可能性があるとされている⁽⁶⁾。本史料はこの多湖家から、定飛脚関係史料として駅通局に提出され、その際にこの朱の丸印が押された可能性が考えられる。

さて、本史料冒頭の「控」にもある通り、この「日用留」は、「毎日入用之儀」および「商売筋之儀」について、後々まで役に立つと思われることを、「居合之内心付候而」、日々書き置いた「日記」であるということが出来る。ただし、史料に具体的な日付が登場するのは一〇月八日からであり、本史料冒頭の「夏之比」、および「十月初旬」などの記述から推測すれば、十月八日以前の記録はおそらく一〇月段階で書き記されたものと考えられる。さらに推測を重ねれば、このような業務日誌の作成はこの時から始められたものとも考えられ、そのきっかけこそ、本史料の中で大きな比重を占める大坂屋関連の事件にあったのではないかとも思われる。

この事件は、飛脚問屋・大坂屋茂兵衛が勢力拡大を企図する中で引き起こされたもので、大坂屋茂兵衛謀書事件とよばれ、飛脚史上最大の事件といわれている。事件の経緯を簡単に述べれば、大坂屋茂兵衛の後見人である勘右衛門と支配人・平兵衛が、他の有力な飛脚問屋和泉屋・十七屋・嶋屋・通日雇の若狭屋を訴える中で、その証拠に用いた早状が逆に「拵物謀紙」の罪に問われ、勘右衛門は牢死、平兵衛は獄門という重科を受けたというものである。この事件を機に権勢を誇った飛脚問屋・大坂屋茂兵衛は四年間の営業停止処分を受けるに至る⁽⁷⁾。この事件については前述の利右衛門による「定飛脚発端旧記」⁽⁸⁾などにも記載が見られるが、本史料がもつとも基本的な史料となっている。このほか、本史料には、銭相場の値下がりや理由に酒問屋組合から飛脚賃銀の値下げを求められたり、大坂屋茂兵衛の営業停止処分を受けての、大坂屋茂兵衛の属する大坂の飛脚組合・江源組の大坂屋に代わる江戸相仕・山田屋取立の動向、また、嶋屋が大坂屋の顧客を獲得し、その維持のために動くようすなど、大坂屋謀書事件直後の飛脚業界の様相を見ることが出来る。これらの内容はいずれも『東京市史稿』に抜粋・掲載されているところであり、十八世紀半ばの飛脚業界を知る上で重要な情報を提供するものといえる。

しかしながら、こうした中心的な内容のほかにも、本史料には飛脚につ

いて知る上で興味深い内容がいろいろ記録されている。たとえば、寛延元年(一七四八)に幕府直轄領になる以前の福島半田銀山から産出した灰吹銀三十六貫の荷物を江戸の銀座に運んだり、逆に銀座から半田銀山に千両、千五百両といった現金を仕立便で運ぶ記述なども登場する⁽⁹⁾。また、正月は六日に「初番」とあり、これは定便の初荷であろうか(四日にすでに仕立便と思われる一駄乗の飛脚が出ている)。翌七日の明け方から、一番、二番、三番と宰領が出立していく様子なども記されている。飛脚宰領が道中の必要経費を受け取りに来てそれまでの精算をして残金二分を貰賃として受け取っているようす、飛脚の延着に対する対処、また得意先の武家や商家へ進物や祝儀を出すなどの日々行われる商家の営みのようすなども窺うことができる。なお、『東京市史稿』にも掲載されているが、二月九日の茶店参会の条は、文字の判読が困難で納得のいく翻刻が叶わなかった。あくまでも一案を示したに過ぎないため、諸賢のご教示を仰ぎたい。

今後、嶋屋佐右衛門日記の翻刻を逐次行っていく計画である。従来より知られている史料ではあるものの、これまでは写本利用が主であったと考えられるため、慎重な校訂を行いたいと考えている。しかし今回の掲載にも不十分な点が残っているため、今後の修正のため忌憚のないご批判をいただければ幸いである。

〔駅通志料〕を読む会 事務局 物流博物館・玉井幹司記

(1) 郵政省郵政研究所附属資料館(逓信総合博物館)『図書資料目録』一九九二年、二二〇、二二二頁。

(2) 藤村潤一郎「嶋屋佐右衛門家声録について」『交通史研究』一四、一九八五年、三一頁。

(3) 『東京市史稿』産業篇第一五〇、東京都、一九七二―一九七六年、の各冊に掲載がある。ちなみに、今回掲載分と重複する史料は、「大坂屋茂兵衛飛脚屋差止一件」(産業篇一五、八八一―八九九頁)、「飛脚問屋酒問屋へ請願書提出」(産業篇一五、八九九―九〇六頁)であるが、引用は抜粋という形で行われ、部分的に省略が行われている。また、『東京市史稿』は底本を写本である「定飛脚日記」(『東京市史稿』の表記では「定飛脚御日記」となっ

ている。理由は不詳」としているため、「宿駅日記」と比較することで文字の解読などで明らかになる点も多い。今回の掲載分の翻刻に際しては、『東京市史稿』掲載分と重複する部分について改めて原史料とあわせて対照し比較検討を行った。

(4) 手板金飛脚のことで、延宝元年に組合十二人、天明七年に組合九人がいた。

註(2) 藤村前掲論文、三三頁。

註(2) 藤村前掲論文、三三―三四頁、三七―三八頁。

註(2) 藤村前掲論文、五一頁。

(7) この顚末については、宇野脩平「十八世紀なかごろの飛脚業」(『比較文化』第八号、東京女子大学附属比較文化研究所、一九六二年二月、八〇―八七頁)、同「近世における交通の発展と飛脚業」(日本通運(株)『社史』前編第一章第二節、一九六二年、五四―五六頁、参照)。

(8) 「定飛脚発端旧記」(児玉幸多校訂『近世交通史料集』七 飛脚関係史料、吉川弘文館、一九七四年、四八〇―四八一頁)。

(9) 「島屋佐右衛門家声録」によれば、手板組は享保十一年(一七二六)に福島店を開いている。註(8) 児玉幸多校訂前掲書、九頁。利右衛門の「定飛脚問屋願済一件」によれば、安永二年(一七七三)の「道中三度飛脚宿并取次所」には、この頃、奥州に嶋屋と十七屋の定期便が通い、「日光道中・奥州取次所」の中に桑折の柵屋十右衛門が半田銀山御用として記載されている。註(8) 児玉幸多校訂前掲書、四九一―四九二頁。『桑折町史』資料編3(近世史料)、資料編6(半田銀山)に掲載の半田銀山関連の史料の内、輸送に関する史料はこの柵屋の記載のみである。

凡 例

資料の翻刻にあたっては、原文書に忠実に活字化することを原則としたが、通読の便を考慮して次のような処理をした。

イ 異体字を含め漢字は原則として常用漢字を適用した。常用漢字にないものは原文のままとした。

ロ 明らかな誤字は、初出のみ本文中の()内に正字を示し、または右傍に(ママ)とした。

ハ 脱字は本文中に()または(□□脱カ)で示した。

ニ 変体仮名は原則として現行の字体に改めた。ただし、助詞として用いられる江(へ)、茂(も)、与(と)、而(て)、者(は)、之(の)、ハ(は)、ニ(に)、ニ而(にて)は残した。

ホ 合字(より、等)は普通字体に改めた。

ヘ 踊り字は、漢字は「々」、仮名は「ゝ」「ゝ」「く」とした。

ト 最小限の並列点(・)や読点(、)を付した。清濁は原本のままとした。

チ 虫損・汚損等で判読出来ない文字については、字数のわかるものは□□で示し、字数のわからないものは□を採用した。

リ 貼紙、異筆、抹消等は「」で示し、()内にその旨を示した。

ヌ 闕字は一字あけ、平出は改行した。

ル 引用の書簡・証文等の前後に一行挿入した。

ヲ 編者の加えた注は()で示した。

(表題)

「辛 寛保元年

(朱書) 此年より文化二丑年迄
六十五年二成ル

日用留 壺番

(朱書) 一 酉八月ヨリ

戌二月迄

大茂一件有之

酉 八月 吉日

控

印(多湖)

一 毎日用之儀并商売筋之儀二付、末々迄も用立候儀者、居合之内心付候而此日記江留置可申事

酉夏より戌三月廿六日迄

一 夏之比大茂徳居(得意)三十間堀三田屋清兵へ殿方用事、山城や江取被申候而もめ合、早状なと山宗名目二而ハ仲間へ請取不申候而、いつミや方へ頼候而夫より出申候処、段々誤(謝)り証文二而相済候、則証文ハ

(以下欠)

一 又若狭屋仁右衛門請合候登せ物山城や江請取之由、大茂ニ承候へ共、慥成品難知候付、大茂より智略二而作状拵候而日雇方へ遣候而、夫より仁右衛門江相渡候所、仁右衛門より山宗へ持参、則飛脚府中へ相届候物持行候処、府中日野や二而届所難知候付大茂へ戻候由、是より委細知申付、依之山宗より証文致さセ可申相談候へ共、此度ハ山宗計之証文二而ハ相済不申、七軒やより証文被致候ハ、了簡可致と申二付、取扱之証文致可遣相談在之候而案紙等出来候間、七軒寄合度々之上、京弥・木六兩人、大茂へ参候而取扱証文等も見せ候所了簡不仕候、然所第一若仁不屈者故御願申上候と申候付、十七屋家之大屋ハ則若仁女

房之親ニ而、此者聞付候而、名主助右衛門殿を挨拶頼候処、若サや計之筋にても無之、仲間ニも出入在之由、左候へハ仲間衆中も一同二名主助右衛門殿を相頼呉候様ニ大屋被申候付、相談之上、内々ニ而可済事ニ候ハ、と申事ニ而、一同二名主へ相頼候へハ、然ハ此方へ証文致候様ニと下書出候、此下書之趣ニ而印形難成候ニ付、其段申、漸文言増減仕候而相済候上、名主より手紙相付、勘右衛門へ対談仕候処、此度之義仲間堅メ之ためニ御座候間、此方より堅メ之案紙可遣と申候而、其後名主迄七軒屋より之証文と若仁より之証文と下書、則名主より仲間之者共へ御渡し在之候処、別紙二具一卷在之候、此趣印形成かたく候ニ付、度々寄合も御座候へ共、いづれも不同心、山宗計ハ可仕所存ニ候得共、残りハ不同心、依之相談之上、如此成証文ニて候ハ、可仕と相認、差遣候処、埒明不申候付、十月五日二名主殿へ右差遣候証文之通ならてハ、外二得不仕候と申切候所、然ハ此方へ差越候下書も持帰候様ニと被申候而、此方より遣候証文下書も五日夕ニ御戻し被成候十月上旬伏五より仲間不殘寄合御座候所、此度いつミや甚兵へ殿ニハ手前出入酒井雅楽頭様御用向請取被申候、行司大茂迄断被申候、如此成事も在之候ニ付、仍之右之証文印形候事出来不申候旨名主へ申入候十月八日名主より十七屋・手前兩人呼寄、先達而之証文之趣ニ而ハ印形難成と申事、一通相認此方へ差出候様ニと被仰渡候、此方も先方へ可申遣返答も無之候、殊更及延引候事共と被申候付、寄合在之候へ共、是以証文難成旨皆々申候、山宗除ケ置候而相談在之候

一 十月九日寄合、双方メリ不申候付、銘々より名主江思ひ寄之断申出候筈ニて此夕立別レ候

一 十月十日二後藤宗右衛門殿より金式百兩調候、印形 左右衛門・惣右衛門・新右衛門 御一家三、正月卅日迄利一半定

一 十日ニ、十七屋より被申候ハ、名主江相済不申候、返事計申候而ハ難済、承合候所御座候而、聞候へハいづれ共先方より来候下書ニ品付ケ不申候而、とかく印形成かたくと計ニてハ、重而公辺之砌越度ニ可成よし承候、其上名主よりも先方へ此方より申遣様無之候間、仲間之者印形不成候と申義紙切二書付、印形遣候様ニとも在之候間、今一応相

- 談可仕候哉、手前・十七や両家内寄合仕度と被申候而、十日二十七屋・手前横町ニ而寄合、十七やより吉兵衛・庄兵衛も被參候、扱ふしミやより十七やへ、手前來候ハ、今日名主へ断申出候筈之所暫相待候様ニとの内意被仰遣候、いか、返事可承哉と申手紙來候所、弥ふしミや・京弥・木六ハ印形可仕と申断候由ニ付、先弥留申候而寄合所へ申入、泉やも呼、山宗ハ除置申候而相談仕候趣ハ、右伏五・京弥・木六印形可被成候由、先方より下書ニ可被成候や、又ふしミやより先方之下書御直し被成候ニ印形被成候哉と承候へは、いつれにても可仕候、此方共ハ身上相続かたく、はりやい(張合)申心もなく、只今印形いやと申候へハ公義ニ成候、又只今印形仕置候而、未々ニ至候て公義ニ可成と存候へ共、又未々ニ而ハいか様共了簡出來可申候間、先此度印形仕候而仕廻可申と存候と了簡相極候而、只今名主へ出可申心ニ候所、預御尋候付罷越候と被申候、先達而被仰候趣とハ違候と申候へハ、京弥被申候ハ、此度名主江如此申出候事ハ好申にてハ無之、なみだにて出候、無是非存候、此上ハ此方共、向へたきこまれ申たる者共と思召候而、又各々相談承度と被申候付、此方ハ十七や・嶋や兩人名主へ相立不申候付、いつれとも一通向より出候下書、評ヲ付候而差遣、一同ニ申出候所存ニてハと申候へハ、成ほと左様ニ被成候ハ、いか様共可仕候と被申候付、十一日二名主へ下書もとし候ヲかり申答ニて、いつミや事ハ始終印形仕候而差出候事ハ成かたく、申出候通、此夕とても名主へ申出候ハ罷不成候旨可申出と存候所、呼ニ被遣候、此上ハ下書直し、かためハ堅メニ而八人一同ニ印形仕、誤リハあやまりニ一通印形仕候事一同ニ候ハ、いか様共と申付、其通ニて退候
- 十月十一日横町ニ而寄合仕候、山宗除ケ、先十七や・手前より名主へ先方之下書かりニ參候処名主留守ニて、手代衆挨拶ニハ、先達而遣候砌、写も可有之事ニ候間、夫を以存寄書付來候ハ、可然と申由、夫より双方打寄、相談之上、仲間堅メハかため、誤リ在之人より之証文ハ又外一通、かため事ハ八人一同ニ割、取扱証文ハ本人共ニ七人印形ニ而大茂へ可遣と申事ニ成候而仕廻候
- 十二日朝名主より呼來候由にて、十七やより呼來候、返事急ニ可仕旨
- 被申付候而六人寄合、ふしミやより之下書直し、七人一同ニ印形可仕旨申遣候
- 十二日伝馬町白子屋より被仰渡候、先達而賃銀之義壹匁ツ、引下ケ是非く請合候様ニ被仰渡候
- 十四日名主より如此障入候而ハ今更向より來候ヲ直し、此方より作候て難遣候とて御戻シ被成候
- 十五日朝參候様二名主より申來、十七屋・手前罷越候而被申渡候ハ、何分向へ可申遣様無之間、向より之証文ニ張紙仕候而差越候様ニと被申付候、十七屋相談之上張紙仕候而、今日名主へ遣候、又外ニ(以下欠)十五日張紙仕候而遣候ニ仲間為取替置証文一通相認、是ハ仲間かためのため、互ニ取候証文ニて候間、御遣可被下と申遣候
- 十六日右之証文之義、今日昼迄も何共不申參候処ニ、名主より大屋次郎兵へ殿へ丁代來候ハ、嶋や左右衛門と申ハ直ニ佐右衛門ニ而候哉、又ハ名代ニて候哉と申訊申來候而、久兵衛大屋へ被參候而入訊咄被申候、先達而牧野様ニ而も此訊申上候事、大坂ニ而も津十右衛門義ハ御公儀ニて申上候品も有之候と申遣候、大屋夕方名主へ可參由被申候
- 十六日八ツ時二名主より申來候而十七や・手前被參候処、手代挨拶之由、先達而下書ニ張紙被致候ニ付、今日先方へ助右衛門持參可仕候、然所、先方より出し候証文ならてハ難濟と申候ハ、いか、致候哉、印形兩人共被致候哉、又ハ直し、張紙仕候より外ニハ難成と申心底ニ哉と尋被申候付、手前義ハ張紙仕候様ニと被仰付張紙仕候、此上ニも印形仕候而も不苦候義、印形可仕候様ニと助右衛門様被仰候ハ、可仕候と申候、十七やハ先方より之趣ニ而ハ印形成かたくト申、夫ニて済かたく、何レ共慥ニ申來候様ニと被申候付、帰相談仕候へ共致かた無之、最前久兵衛被申候口上可然と申遣候、十七や一同可然と申事候
- 十七日美濃郡様・森山様江看進物、用人へたはこ式斤ツ、遣候
- 八軒会所ニて夕寄合候様ニ相見へ候ニ付十七(屋)伺候所、是ハ無其儀候
- 十八日、十七此方へ來候
- 十九日夕方十七より呼來候、木六・京弥・伏五・山宗・大茂、八軒会

所にて寄合申候、内証名主にて在之候由
一 廿日戎講
一 廿一日本町大和や荷及延引、手前^詰□(半力)治郎と大和やより一人向
二道迄遣候、やとひ源七と申者下り候、六日出八日切
一 廿一日御名代松平肥後守様御帰府被成候
一 廿一日泉甚・十七・手前八軒にて大茂より下書格別ニ来、江戸や吉郎
兵衛より証文取可申由下書来、泉甚加印相談、泉甚合点不仕候、別紙
ニ写有之候
一 廿二日夕大伝馬願之義埒明不申候段、白子やにて被仰渡候
一 廿三日美濃部勘兵へ様用人幸左衛門殿請合証文判取ニ被参候、佐右衛
門一判也
一 廿五日夕名主殿へ是迄之御セ話之段御礼ニ参候、乍此上御支配(被)
下候義ニ候間奉頼上候と申置在之候
一 同夕大伝馬白子や・升や江御請申候断ニ参候、錢三貫七百四拾五文く
らいノ時
一 廿五日銀座江証文遣候、并福岡印鑑証文加判候、堀留五兵衛被致候文
言委細諸用帳ニ在之候
一 同日御名代酒井左門様今朝御帰府被成候
一 廿六日かか屋宗左衛門登り候筈、仲間之内出入有之付及延引、代り多
兵衛上り申候、五太(駄)乗にて(以下欠)
一 十月廿七日ニ江戸屋吉郎兵衛被参、私儀此度不勝手ニ付、京都近江屋
喜平治取次相止申候、一切商売不致候、為御断参上仕候と被参候由、
宗助承之
一 同日京都近江屋喜平治手代弥兵衛参り、此度江戸屋吉郎兵衛不勝手ニ
付私方之取次相止候と申越候ニ付、文通ニ而者難済、昨夕下着仕候、
京都ニ而大黒屋庄次郎殿義用事も被仰付被下候ニ付先御見舞申上候、
宿ハ江吉方ニ罷在候
一 同日小池屋市右衛門様番頭衆上方へ御登り被成候ニ付、見セ中へ留守
見舞ニ弁当遣候、此造(雑)用凡五百銅計、丹生氏料之
一 廿七日大伝馬一丁目行司白子屋より申来候ハ、登せちん銀(力)之義

当晦日ニ受取候哉、又暮受取候哉と申来候ニ付、此方より申上候ハ、
当晦日ニ御払被下候方有之候ハ、受取可申候、夫共左様ニても無之候
ハ、当暮ニてもくるしからず段申上置候
一 同日美濃部様・森山様御用被仰付候付、為御礼久兵衛参上致候
一 同日酒井修理太夫様御役人小嶋武伝次様、国元へ御登り被成候付、跡
役藤井清次郎様と(申)御方御代り被成候ニ付、御祝義として鮮鯛式
枚差遣ス
一 同江戸屋吉郎兵衛商賣不勝手ニ付、近江屋喜平次方之取次も、
八や付(上部断裂、書込み)自今得不仕候との断ニ来候、仲間中廻
り候由
一 同近江屋喜平次手代弥兵衛も今日来候、私夜分下着仕候、吉郎兵衛
相仕廻申付、罷下り候、京都大黒屋より之届物請申候而、御届申候
付参上仕候との口上、旅宿ハ吉郎兵衛方ニ居申候由(抹消)
廿八日
一 安藤様役人横堀殿・青木殿兩人へ進物肴遣候
一 同 宗助有田殿へ書付写取遣候
一 同 大伝馬行司白子やより被仰渡候、是迄町内賃銀卅日ニ相渡可申候との
断ニて候
一 同 大伝馬町にて御改候ニ付鈴木源兵へ様へ断申上候趣ハ、御手前様御義
ハ賃銀当座ニ御払被下候、然所此度忝下ニ罷成候、七月後よりちん
銀之義、何とぞ御用捨被下候様ニ御願申上候所、追而及相談可申進と
の事ニ御座候
一 鹿嶋太助殿御登り被成候付、錢別として足代式百匁遣ス
廿八日
一 竹屋太右衛門様去比御登り被成候事、跡にて承候ニ付、当方より足代
遣ス、尤式百匁

一 大茂方件之義二付、今日罷出候旨十七やより内証にてしらせ有之候

一 左在之候通、大伝馬賃銀十月卅日請取申候

一 酉十月廿九日二大坂屋茂兵衛 牧野越中守様出詔(訴)仕候、右之詔

(訴)書、去方より到来致候由にて、十七屋孫兵衛殿より十一月朔日

夕申来候、宗左衛門・宗助兩人参候而内見之

一 関兵部様御名改候二付御知行所より御用向請負証文御取替被遊候、
十一月二日二古証文持参被成候而致替差上申候

御請負申上候証文之事

一 江州御知行所より御当地へ御下し被遊候御荷物并御状・金銀等、同国
水口宿小豆屋伝左衛門方へ御渡し被遊候、私飛脚ともへ為請取無相違
御届可申上候、万一道中にて紛失仕候ハ、其品々相改急度相弁差上
可申候、為後日請負仍而如件

寛保元年酉十一月二日

嶋屋

佐右衛門

関織江様御内

吉住彦兵衛様

鳥居権左衛門様

佐久間佐次兵衛様

大田藤左衛門様

一 酉十一月三日大坂近江屋弥兵衛儀、此度木原店辺二見世出シ候由二而、
見世迄見へ被申候

一 同三日大茂方より善助見へ申候而、本町大和屋方賃銀之儀廻り之者遣
シ候所、賃銀引下ケ候様被仰聞候、十七やより内意無之候哉と申来り

一 候二付、何とも噂無之趣申遣ス、尤沙汰在之候者案内可申旨申遣候
同四日本町大和屋方へ手代藤兵衛賃銀之事尋二遣シ候得ハ、丁内ハ
皆々賃銀下り申候所、未何共案内無之義不念之由被仰候へ共、手前よ
り申上候者、是迄引下ケ其上二又々下ケ申候而ハ何共難義之由申上候
へとも、町内一同之義、則十七やより之書付御見せ被成、写取帰り申

候

一 同四日右本町賃銀之事大和やより被仰候ハ、大茂方と書付一所二差出
シ候様被仰二付、依之手前手代伊助乍相談遣シ候所、外々引下ケ候者、
此方共も其分二いたし可申と被申、折柄大伝馬丁賃銀下り申候、此義
も其許行司二付、中(仲)間へ廻状御出シ可被下哉と殊之外成挨拶、
左様ならは先達而引下ケ不申候内中間へも可及相談所、今更申候而も
無益之よし、右本町義も勝手次第と被申、夫故此方計本町店へ断申、
とかく賃銀之義ハ外之格式にて御請合可申と申遣答

一 十一月十一日牧野越中頭(守)様より左之通り之御差紙被置下候、

達儀在之間明朝可罷出者也

牧野越中守

役人

泉屋

甚兵衛

嶋や

佐右衛門

十七や

孫兵衛

わかさや

仁右衛門

一 右之趣申来り候二付両町奉行所江書付差出シ申候

御訴申上候

一 從 牧野越中守様明朝可罷出様御差紙被置下候、其儀御断申上候
十七や 印
しまや 印
いつミや 印

- 一 十二日 牧野越中守様御役所へ久兵衛・喜右衛門・宗助三人并大屋次郎兵へ殿罷出候所、御役人又左衛門様御かゝりにて、去月廿九日大茂方より如此訴状差上ケ候、此返答来廿日迄役所へ罷出候旨被仰渡候計にて罷歸り申候
- 一 「右之訴状十七屋より請取、此方より泉屋へ相渡申候、御役所様にて被仰渡候ハ、此返答十七屋・嶋屋・泉屋三人一所ニ差上候様ニ被仰付候、此返答書一冊写シ次ニ綴有之候事」(貼紙)
- 一 右之訴状十七屋孫兵衛より此方へ受取、泉屋甚兵衛方へ此方より遣申候
- 一 大坂屋藤兵衛と申日用頭、久兵衛ニ合度由申来候、則久兵衛委細承候所、先達大坂屋茂兵衛方より若サや仁右衛門方へ似寄物遣候、取次右藤兵衛致候由、大津付油紙包壱持参致候而、則此一物にて御座候、茂兵衛方へ未相渡シ不申所持仕候、此義御願可申上と存候とて、訴状見セ申候よし、しかし此義ハ別而此方不及沙汰事ニ候得共、先書印置候十一月十二日二両町御奉行様へ三人一所ニ御断申上置候、此方ハ宗助参候、御帳面ニ御記置被遊候よし
- 一 十三日大茂方より訴状之義ニ付横町川田や伝兵衛方にて寄合候所、不定日にて相延引候、尤十七や・いつみや・手前三軒
- 後一 十七日近江屋喜平治方弥兵衛此方へ来候而申候ハ、此度大茂より訴状ニ手前事も有之候由、右訴状内見いたしたくミセ呉候様ニと申来候、此方より申候ハ、右訴状若サや仁右衛門一同之訴状にて候へハ、若仁方にて写取候へハ、かの方にて御覽可被成候段申遣候、其分にて歸り申候
- 一 (以下欠)
- 前一 十五日若サ屋仁右衛門義此方へ来候而、先達而大茂より差出し候訴状ミ申たくミセ呉候様ニと申来候付、四人一例(列カ)之訴状ニ候へハ、不罷成とハ申かたく、訴状本紙かし遣候、則仁右衛門方より受取書と引かへ遣し申候所、程なく此方へもとし申候
- 一 十五日竹や源兵衛殿より金百両借用
- 一 十六日六右衛門・五右衛門十六日夕無事にて帰着致候、尤半田山より
- 一 此方銀座灰吹銀三十六貫匁余持登り申候、十七日朝早々相届申候
- 一 夜孫兵衛倅髪置之由にて赤飯差越、此祝義ニ青銅三百文遣ス
- 一 泉屋甚兵衛・十七屋孫兵衛・手前三人町御奉行様へ返答書之断可申上相談仕、下書迄相認候へ共、十七屋より無用ニ可致申、相止メ申候
- 一 十八日、となり鹿嶋より手紙来候ニ付宗左衛門罷越候、則小兵衛殿得御意候所、被仰候趣ハ罷越御頼申所却而御出被下候事忝、扱御頼之義ハ余之事にて無之、内証向入用事有之、金三百両内田六右衛門殿にて無心申たく、此段内田へ罷越相頼呉候様との御頼ニ候、此方申上候ハ、外方ならん事にて候へハ相心得申候、尤前方もケ様成事有之候、其刻ハ呉服町かなや長兵へ殿証人にて、手前事ハ右無心之あいさつ計にて候、此度も其格と奉存候と申候へハ、成ほと、まへかた之通りとの事ニ候、左様なれハ何分罷越、先御頼上候、しかし此ほと手まへニも無扱事ニ付相頼申遣候所、此節払底有之候にて不調との返事ニ付、外にて工面致候訳にて候へハ、いか、之趣其程計かたく、馴共先御頼申上候迎罷歸り申候
- 一 いつみや甚兵衛此度名跡ゆつり之由、則今甚兵衛此方へも被参候、口上之趣ハ、甚兵衛義兼而病身にて候へハ此度名跡相改候、万事是迄之通り可相頼との事ニ候とて、ミセ迄ミヘ申候
- 一 十九日 両町奉行(所)江断書差出し候、明日弥
- 一 牧野様へ返答ニ罷出候旨申上候、尤右返答書之義(次へ続く)
- 一 一紙ニハ成かたく、此方ハ一分別而差出候筈ニ候、外両家も別々之由十九日飛脚六右衛門義此度半田山へ罷下り候而、登りの節、於福嶋荷物一太出来ニ付持上り候、此持金如毎式両壱分受取来候、道中諸遣江戸迄入用払残金式分有之候、右六右衛門義此方にてやとい分様成もの、依之ミのちんとして右残金式分遣申候、尤罷下り詔ハ右ニ委細有之候十九日山八より半田山へ千両仕立にて則五右衛門差下候、渡候切金壱両三分候筈ニ候
- 一 廿日 牧野越中守様へ返答書差出し候、尤一紙シテ、三軒差上候様ニ被仰付候へ共、銘々存寄有之候ニ付一紙ニ成かたく、依之手前存寄之趣差出候、委細返答書之趣別紙有之候、則又左衛門様へ差出し候、佐

右衛門口上にて申上候ハ、右返答書一同差上候様ニ被仰付候へ共、銘々返答一紙差上かたき義御座候ニ付、如此別々差出し候而相断差出候所、指テ御咎も無之一々御覽有之被仰候ハ、如此成返答にてハ御裁許不用候と申二ても無之候、馴共大坂や茂兵衛より趣にてハ、何二ても証後(拠)有之故と存候、右銘々返答格別替り事も無之、其上余り永ク候へハ、何分三軒一紙して来廿三日ニ差出し候様ニと被仰付候趣にて其日ハ罷歸り申候、尤大坂や其外木六・京弥・山宗・ふし五出申候、尤大坂や并仁右衛門事ハ廿四日伺ニ罷出候様との事にて候、尤此方返答書ハとまり申候

一 廿一日山路へ上田かミ、中川へ帶、小津へ帶、上り之錢別ニ遣ス

一 廿一日右返答書一紙と被仰付有之候付、銘々存寄相認候而さや町八けん会所、三軒や一紙返答之趣出来候筈にて手前返答之次第相認候、久兵衛持参、又十七やハ廿日夕此方へ返答下書来候、何れ共相定り不申候ま、いつ甚急用有之由にて宿より呼来候ニ付、いつ甚ハ一先歸り申候、依之此方も先歸り申候ニ付(カ、以下欠)

一 (以下欠)

一 廿二日 牧野様より御差紙来候ハ、達之義有之候間只今可相越也、尤手まへ計罷出候所、十七や・いつミやも罷出候、

一 右差紙被下候趣ハ、先達而(被)申渡候通、三軒之返答書一紙シテ今日中差出候旨又左衛門様より被仰付候ニ付、早速八軒会所三軒や寄合、色々相談有之、何分一紙にてハ委細之義入組候ニ付、今一応御伺申たくと申事にて、則其趣相認差出し候所、何分一紙シテ差出候との事、其訊ハ銘々返答格別相違候義も無之候、夫共品替り候事有之候ハ、別々ニも差出し可申筈にて候へ共、同返答にて候へハ余り永ク、よミ候内ニも第一之事紛敷候へハ、是悲(非)く一紙にて明朝早々差出し可申旨又左衛門様被仰付候、夫より又々川田やにて右之相談有之候廿三日二十七屋・泉屋三軒一紙ニ返答書差上候所、下地之返答書も其俣にて御留置被成候、右之内泉屋口上書之内ニ御前様と申義有之候ニ付、相直し候様ニ被為仰付候、則御役所にて直之差上置候、猶又明廿

四日ニ御伺ニ罷出候様ニ被為仰付候

一 廿四日ニ 牧野越中守様へ罷出候所、明廿五日ニ御評定所へ茂兵衛訴状持参仕罷出候様ニ被為仰付候、室町名主助右衛門殿も御差紙来候

一 同日ニ京弥・木六・山宗・伏五四人者共より差上候訴状壹枚、返答仕一所ニ差上候様ニ被為仰付候、訴状趣ハ大坂屋茂兵衛訴状披見仕候所、私共存念相違無御座候、茂兵衛申上候通ニ被為仰付被下置候ハ、有難と申文言ニ而候

一 同日ニ横町河田屋伝兵衛方にて寄合仕候

一 近江屋藤兵衛も罷出候様ニ被為仰付候由

一 同日名主殿より差紙請ニ印形持参仕候様ニ申来候、則御差紙受取候十一月廿五日ニ御評定所へ罷出候所、御裁許被成下候趣(次へ続く)

一 一株と申儀後の障りニ相成候事、株ハ成不申候と被仰候

一 大茂兵衛証文印形取申ハ、後之頭取致工ミ也と被仰候

一 若仁右衛門義ハ不埒之致方、依之三貫文過料

一 十七屋・泉屋・手前ハ何ニも御構無之候

一 右之外、難有事も難尽筆紙候

一 廿六日夕寄合之儀十七屋へ相談ニ遣候所、今晚ハ遅ク御座候間、明朝飯後可然と申来候

一 廿六日ニ 牧野越中守様より御差紙来候而、三人・大家・五人組・名主罷出候所、廿五日ニ御礼届参り候節、宗助申上候義少々紛敷事有之、誤り証文御取被遊候誤ハ(次へ続く)

一 今日御慈非(悲)之御裁許被成下難有奉存候、猶更壹本仕立儀、銘々差出候様ニ被為仰付候と断置候、此儀御評定所ニ而御沙汰有之候、壹本仕立ハ是迄銘々仕立タルテハなきかと御尋被遊候、依而銘々相仕立差出候と申上候、依之右之通断置候、然所牧野様ニ而被仰付候ハ、不申付義ヲ届候事不埒候、誤り証文被仕と被為仰付候、右誤り証文之言ハ、於評定所ニ不申付義相届不埒之者、自今紛敷義ヲ申間敷と之義計、其外仕立之儀も外之子細無之候

一 同日両町御奉行様、今日牧野様へ被召出候而誤り証文御取被遊候と御断申上候、嶋長門守様被達御聞ニ候と御申被成候、石河土佐守様ハ早

速ニ相不済、昨日評定ニ而裁許相済候所、誤り証文御取被成候義有之間敷事ニ候、其子細委申上候得と御座候ニ付、書付差出シ、仕立ニ銘々不相成義ヲ銘々仕候様ニ被為仰付候と申上置候、此義紛敷と御座候而、右之証文御取被遊候と書付差上候、被達御聞ニ候と被仰候
同廿七日ニ寄合仕候而、行事之義申出候、勘定仕来月十日ニ木津屋六左衛門へ相渡可申候と申候

廿五日御評定所御立合之御衆中様

牧野越中守様

本多紀伊守様

大岡越前守様

山名稻葉(因幡)守様

神尾豊前守様

石河土佐守様

寫 長門守様

御大目附様御兩人

難有御意数多有之

右同断

廿五日ニ久兵衛・宗助兩人罷出、其外承(家)人・家内不殘罷出候

大茂手代平兵衛与申者、宗助・甚五郎兩人ニ被打込、気味能キ事無限

山城屋弥兵衛申上候ハ、私共ハ早株ハ無御座候、私共ハ并(並)飛脚

問屋ニて御座候与申上候、此度腰ぬけの張本也

壹本仕立之義ハ銘々は迄致来候而ハなきかと被仰候、いかニも銘々致

来候と申上置候、是ヲ能勘弁可致事、只今ハ不入義候、

株之義ハ越前様之御詞ニてきへ申候

此度出入、茂兵衛工ミ相知、殊之外御呵被遊候、兎角八軒一同ニ申合、

是迄之通ニ被仰付候、相互ニ可相慎事ニ候、此以後出訴不仕候様ニ被

仰付候

十二月朔日ニ名主殿より手前・十七屋孫兵衛殿兩人呼ニ来候而、久兵衛被参候、此度出入之義ニ付、牧野様へ御証文御取被成候、此方奥印致候、依之又々兩人より此方へ証文印形取申候と下書差出被申、則大

家奥判ニ而印形致候様ニ申来候、右之下書別紙ニ写有之候

十二月十一日ニ大伝馬絹店衆中へ直段下ケ願ニ参候、書付左之通ニ候(以下この丁空白)

半田山より銀荷式太、輕尻持飛脚利兵衛・宗兵衛兩人十二月十一日夕

着仕候、状ハ相届申候、銀十二日ニ相届申候

十二月十二日一もんしや仁兵衛殿へ宅替之祝義鯉式本遣ス

十二月十日ニ福嶋仕立之義山八より申来候ニ付、五日切四兩ト申遣候

所、山八方ニ而式兩ニ而請負者有之候由申来、此方四兩よりハ引ケ不

申候と申遣候所山八より差遣候、依之以後ニ通達被成候ハ、此方証

文引可申遣候所、如何様共御望次第第二可仕候と来候ニ付、十二日伊介

遣候、此方証文引可申申義ハ、其元より直々被成候ハ、引可申、然上

ハ銀座へ此方より直々御願可申与申遣候

十二月十六日ニ伊丹屋吉右衛門殿より呼ニ参候、此度茂兵衛方遠慮之

義出来仕候而、上方道中筋用事当町荒物問屋寄合之上相談仕、当分用

事其元へ申付候、則大茂兵衛方より此之通ニ申来候と手紙御見セ被成

候、手紙之写左之通

御手紙忝拜見仕候、弥御勇健ニ被遊御座珍重ニ奉存候、然者拙者義

十二日より遠慮之筋御座候而御登セ御用受取不申候、此段早速御断可

申上候処、右遠慮仕候間一切手代共も差出し申義難成、依之御左右不

申上、千万氣之毒ニ奉存候、御用御登セ之義ハ外江可被遣之旨御尤至

極ニ奉存候、御手支無之様ニ被遊可被下候、私方落着仕候ハ、只今

迄之通御用被仰付可被下候、落着次第早速参以御願可申上候、偏ニ頼

上奉存候、乍憚右之段御組合様方へ宜敷御沙汰可被下候、以上

大坂屋

茂兵衛

あら物

南新堀御組

御行司様

右之通訳ニ御座候ニ付請負証文一紙ニ仕、左之通連名ニ而差出し置候、

尤舐之義ハ九兵衛遣申候、九兵衛印鑑遣置候

⑦ 万屋又右衛門 殿

分 道嶋久兵衛 殿

舎 粉川屋清右衛門 殿

④ 同 宗兵衛 殿

余 近江屋三郎兵衛 殿

全 出雲屋仁兵衛 殿

半 白子屋勘兵衛 殿

同 綿屋 儀兵衛 殿

加 伊坂市右衛門 殿

同 伊兵衛 殿

ノ

十二月九日ニ近江屋藤兵衛と申日用頭、石河土佐守様へ出訴仕候由、

子細ハ先達、若サ屋仁右衛門方へ拵物致、藤兵衛方へ頼遣候所、仁右衛門方へ相頼遣候、依之大坂屋茂兵衛右之証拠ヲ以越中守様へ御訴申、段々御吟味之上、十一月廿五日ニ御評定所へ仲間と仁右衛門・大茂被召出、仁右衛門三貫文過料被仰付、首尾相済候而、仲間一同ニ申合、十二月十日ニ行司も受取、互ニ申分無之相勤候所、右藤兵衛九日ニ出訴仕候ニ付、御吟味之上、右拵物謀紙ニ相極、勘右衛門・平兵衛十二月ニ牢者(舎)被仰付候

一 藤兵衛九日ニ出候所、此義ハ先達相済候儀と被仰、御取上ケ無之御差戻し被遊候由、然所又々押而十日ニ罷出、右拵物之出所所左衛門と申者御召出し被遊被下候へと御願申上候由、兎角此義ハ先達相済候儀、又々願ハ仁右衛門ニ被頼候哉と御申被遊候由、全左様ニ而ハ無御座候、兎角所左衛門ヲ御召出し被遊被下候ハ、大茂と私三人立合、此一物相渡申度と御願申上候所、左候へ者其方ニ所持仕候証拠ニ可成物不殘持参仕候様ニ被仰付、拵物・書状とも差上置候由、然所十一日ニ御内証ニ而御沙汰有之候様ニ風聞承候、翌十二日六つニ御召被遊候御差紙、十一日亥刻計ニ来候由、十二日明六つニ勘右衛門・平兵衛罷出候所、

勘右衛門・所左衛門有かと御尋被遊候所、イヤ所左衛門ハ無御座者と申上、左候へハ此一品ハ拵候哉と、成程仁右衛門ヲ見届之ため仕候、見届申儀ナラハ正真之物ヲ遣可申事、似セ物遣候段重々不埒ニ思召、此義茂兵衛如何ニと藤兵衛ニ御尋被遊候所、勘右衛門罷出、茂兵衛三年以前より病氣ニ引籠罷有不奉存候と申上候、勘右衛門罷出何角申訳可仕与致候所、申訳ニ不及、勘右衛門・平兵衛兩人ハ繩ヲ被仰付、猶又茂兵衛呼ニ遣セと被仰、茂兵衛義ハ病氣ニ而御座候間御免被下候へと御願申上候へハ、戸板ニ而も乗セ呼寄と被仰、茂兵衛呼ニ来候、然所兩人ニ繩ヲ被仰付、御登城被遊候、夫迄相待候様仰被為付候由、是迄之内ニ御呵被遊候ハ、先達而其方ハ若仁右衛門儀御裁許相背候と申上候、仁右衛門ハ御裁許相守、其方儀者御裁許不用と申物、其故ハ仁右衛門商売取上候義ハ能存知罷在所、乍存知ナセ遣候哉、是則御裁許やふりと申物と急度御呵被遊候由、是等ハ前代未聞之御とかめ、尤至極御言葉と奉存候事

一 右之兩人為見舞、桶ニ食(飯)ヲ入、にめし一桶と十二月十七日ニ籠家(牢屋)へ遣候所、右桶ハ御戻し被成、則八軒会所宝物ニ致置候、後ノ人、氣ヲ付時々右桶ヲ吟味可致者也

一 大茂兵衛商売御差留ニ付十二月十四日ニ酒店行司へ、此方義ハ別条無御座候俟、御用是迄之通ニ無御心置被仰付被下候へと願ニ参候、此節兩人参申候

御行司

差塔善右衛門 様

川井与次兵衛 様

塚口屋五郎左衛門 様

丸屋 嘉兵衛 様

一 十二月十八日ニ銀座より福嶋半田山へ仕立金千五百兩出候所、福嶋左次郎・宗兵衛居合相談仕候所、金百兩ニ付四百文ツ、ニ而参可申と申付差下し申候、尤金高無数之節ハ、仕立金之内ヲ了簡致候等ニ御座候、兎角金高ニ応し時々相對可致者也、外ニ荷物出金在之也、外ニ遣申候大茂方出入之義ニ付、此間中より中間七間(軒)より御訴詔ニ出申候

様寄合在之、中間之内より被申候者、勘右衛門・平兵衛御赦免之願申候外ニと被申候、此方申入候者、夫者先思召違と被存候、大切成義ニ御座候へハ、右両人之者之願ハ追而之義、先茂兵衛方商売之筋一通り御願、其上ニ而茂、茂兵衛ためニ宜、其上ニて之相談も可有事と申入候、此義も不改、無何角ニ御慈悲之一通計御願申上候所、土佐守様御答ニハ両人之者義未吟味在之者、不及願と被仰候、其分ニて銘々帰り申候

酉十二月廿三日

十二月廿二日暮方より天氣悪敷候而、同十五日出之飛脚今夕迄着不仕候、右前日大和や善右衛門様・中川仁兵へ様・あわや・山路様四人つれニて参り、今夕迄着無之候

酉十二月廿四日夕

大坂表廿二日出・廿四日出早、大井川満水ニ付江戸表へ同廿九日辰ノ着、殊外致同(動)乱候、其夜四ツ時芝西応寺まへより出火少々計やけ申候

酉ノ十二月廿九日

戌ノ正月四日さ、や弥右衛門殿・村上源右衛門殿其外寄金とも四千余在之、飛脚与次兵衛太乗ニて為登申候

戌正月六日初番、所々新得意御座候而用事多く、併旧冬酒店中酒不残風味代り、依之為登無数之由被仰候、惣高六万五百両登り申候

旧冬より錢下直ニ付得意方賃金も下り申候故、見世之仕出シ立替り、則諸用帳在之候、六日番より(以下欠)

一 戌ノ正月六日初番、一番三太乗、宗兵衛翌明方ニ出シ、式番六右衛門五駄乗五ツ半時出シ、三番甚兵衛式太乗、内浜松式箇在之四ツ半時出候
一 正月十日酒店参会、茅場町伊勢屋多兵衛殿方ニて、例之通せいろ遣シ、兩人御見舞申上候所、大行司中橋樋口屋徳兵衛殿・山本甚兵衛殿兩人御挨拶ニて被仰候者、旧冬より段々錢下直ニ成り申候間、飛脚為賃銀如何程ニても下引候様ニと被仰、尤此方より如何程と申差図ハ不致候間、相談被成候而如何様とも引下ケ候様との御事候、手まへより申上候ハ、成程承知仕候、併右賃金之義ハ唯今拾三匁ニて相務申上候

ハまへ之直段ニて御座候、先達而錢高直之御拾五匁御願申上候所、此義何れとも訳か立不被申、やはり本之拾三匁ニて相務申上候、然ル時ニハ其節御願申上候直段之義御取上ケ無之候様奉存候、馴共御用承折柄、如何様ニ被仰候而も御辞退者不申上候、殊ニ金銀之義ハ荷物とハ余慶も在之、此御影ヲ以大勢物(者)當日すこ(過)し罷在候、何分各様方より如何様とも被仰付被下候様ニと申上候、前々其分ニて御座候、此義達而と被仰候義ニても無之候、右錢下直故一通り被仰候、殊ニハ大茂方た、今之品ニて御座候故、達而も被仰、此方ニも右之義も申立ニいたし置候

一 右参会之義ニ付其分ニも難成、組々行司方廻り、乍御窺当十八日当り参上工面ニいたし置申候所、昨十六日呉服町福山清兵衛殿御出被仰候ハ、酒店賃金之義ハ、先一日延被成候義、其許之御勝手と申ものにて、押而引下ケ候様との義も無之、先錢下直候へハ上方支配人方よりさつとうも在之候へハ、後日之ためニとの御事、馴共達而と申訳ケも無之、殊ニ唯今大茂方ニもあの仕合、ケ様成義申立ニ成り候間、又々改中間中へ御廻りニもおよひ申さすとの御事、其分ニいたし候

一 戌ノ正月十六日八間や寄合在之候、此趣ハ大茂方下り支配之義、江源組合より七間行司京や方へ申参り候ハ御組合へ御頼申上度御座候間、八間やへ参り候哉、但シ御銘々へ相廻り可申哉と申義、右京やへ申参り候、依之之寄合、此趣ハ大茂方上下とも支配等山城や方にて相務申候、然ル所江源組合より被申候者、登り之義ハ格別、下り之支配我々共居合申候得ハ、手前ニていたし申度候、此義山しろや并残り六間屋よりともく挨拶くれ候様との訳ニて候、則今日伏九兵衛殿手前へ見へ被申候之趣咄被申候故、何れ尤成と存、併支配之所ハ山城やへ被致候へハ、外々へ御申ニもおよひ不申、山城や方と御相談可然と申入候、此義も其分ニて候、然ル所八間や会所より宗助帰り被申、様子相尋申候へハ、噂銘々取々ニて候、其内ニも被申候ハ、いまた支配之所ニ而ハ無之、大茂方之義訳否難知候ニ、夫所ニ而ハ無之候と被申候、殊ニハ山城や方ニハ先達而

御公儀より被仰渡候而支配いたし候へハ、大茂方之落着不仕候内、支

配させ申事難成候よし申候、此義ハ何共難心得事ニ候、何れとも訳立
不申候、其分ニて帰り申候

戌ノ正月十六日

一 正月廿一日大坂江源組合より昨日八間や行司京や方迄手紙参り、左之
通りニ願申上度よし案内被致、則八間や方ニて寄合申候、廿二日御願
申上候由ニて御座候、下書左写

乍恐書附ヲ以奉御窺申上候

御当地何町誰レ店附所罷在候

大坂飛脚商売者共申上候

一 私共儀先規より三度飛脚商売仕、所々御屋鋪方御用請負上下仕候ニ
付、御当地万町茂兵衛方宿ニ仕候所、右茂兵衛義蒙御咎罷在候ニ付、
外ノ宿相極候内、北さや丁同商売宗左衛門と申者当分相頼支配仕候、
然ル所ニ惣左衛門方ニも同前之義、飛脚相着申候ニ付、両方之要用
混乱仕、所々御屋鋪方御大切成ル御用要数多御座候所、万一間違出
来仕候而ハ私共難儀仕候、依之私共飛脚之義、右外店ヲ借り引請取
扱仕度奉存候ニ付御窺奉申上候、已上
戌ノ正月廿二日写

覚

一 金吹町

瀬戸物町

室町式丁目

両替町

京屋弥兵衛

嶋屋佐右衛門

十七屋孫兵衛

山田屋八左衛門

彦兵衛店

次郎兵衛

源兵衛

右相尋義有之候間、明廿五日五ツ時ニ樽屋所へ可参候、以上

町年寄

三人

戊正月廿四日
此配符早々相廻し、留りより可相被送(返)候

名主月行事

一 右日用頭廿五日五ツ時ニ町年寄三人、樽屋様へ八軒行司者共罷出候、
願人申上候ハ、先年より次飛脚敷(仕)来り候、其後中たかへ、八軒
屋飛脚方へ合七候処、次第二賃銀高直ニ申合、我々共売買(商売)ニ
合不申ニ付、銘々日用頭より次飛脚出し申度願申上候、樽屋様被仰候
ハ、是ニハ何様之訳可有之由、先年出し候儀ニ而候得ハ御願ニハ不及
申候、併八軒之者共ニハ売買体ニ差而構不申義ニ候哉、又ハ相構候義
ニ候哉と御尋被成候、八軒之者共申候ハ、日用頭与申も手前共得意同
前ニ御座候、銘々自分ニ出し候而ハ夫程得意無跡候、乍去売買之儀ニ
而候得ハ我々共差留申義ハ不仕候、御上之被仰付次第ニ而御座候、樽
屋様被仰候ハ、左様可有筈之様ニ奉存候、併直段高直ニ無之様ニ引下
ケ、相互ニ取引可仕旨御申被成候、是迄之直段ニ引下ケ候而ハ合不申、
差而銘々より差出し候而も大キ構ニもなり不申候段申上候、先今日ハ
取込、罷歸り追而又々相尋可申由、皆々一同ニ歸り、八軒会所ニ而寄
合申、追而直段書付差出し候様ニ被仰付候、願人も百五十軒之余も御
座候旨申上候、是をも不殘御尋被成候筈ニ御座候、あらまし如此ニ候

正月廿五日

一 二月九日茶店参会之上直段御定被成候而、二月十六日ニ被仰付候

行司

長崎六郎次様

西村喜三郎様

上金拾貳匁

道合拾壹匁

小道 七分

銀八匁

荷物 七匁弍分

相可八十匁

八分まし

小沢喜兵衛様

小沢六兵衛様

丸井甚四郎様

德力久兵衛様

(この条は難読につき一案として示した)

覚

一 石川(河)土佐守様より今日五ツ時二大坂屋茂兵衛并手代共不残、近江屋藤兵衛、七軒会所不残、名主・大家相添御差紙にて罷出候、殿様被為仰付候ハ、茂兵衛呼出し、伯父勘右衛門・手代平兵衛右兩人ハ、先達若狭屋仁右衛門商買御上へ被為召上候、又々商買を致し候哉、其品見現出し、為二木切・竹切を以替名謀書拵、右仁右衛門過二落候為二工ミ、訴人相現、伯父勘右衛門義ハ籠死致候二付家内被為召上候、手代平兵衛義ハ江戸町々引廻シ、於品川こくもん二被為仰付候、又茂兵衛事ハ三年已前より病氣と申上、何も商買構不申不存候与申上候得共、其品不相立候、依之飛脚商買被為召上候、近江屋藤兵衛何も御尋無之、右御前へ罷出候者一同二昼過二罷帰り申候

一 右手代平兵衛、町々御引廻、其外木引町ふり仁助と申通り者年比七十余男老入、同前之とか人之様成もの、右兩人一所二引廻シ、寄力式人、高札二枚・のぼり式本、見物日本橋辺へ参り候時数万人無限り、本町通引廻シ、追付籠之前入やいな品川へ持出し、こくもん二なり目もあてられぬ次第也、右仁助同類石河様へ三人、内老入ハ江戸御かまい、二人ハ遠道(嶋)被仰付候、此者之親・女房・子共暇乞なきのなミた、あわれはかなき次第なり

戊二月十八日

一 江源組合当所二店出し申度趣御覧申上候所、何町誰与申儀名目を附相願候様二と被為仰附、依之出店之儀致結余(猶予カ)居申様二相見へ候、如何致相談候哉、山田屋八左衛門与取極、大坂下り飛脚戊正月廿五日出、二月三日着より山八二而支配致候、上飛脚二月九日出より、山八・山宗・手前三組則江源飛脚平三郎・山城や市右衛門・手前も次兵衛也、柳屋出早二月十五日出より拾番二山八へ附参候

一 江源組合西十二月より居合、天治、夫より段々伏九・亀小・椀五・長理・江源も正月廿九日立二而下り被申候、夫より大茂德意方へ段々願二廻り、干か(干鯛)や三十八軒行司より被仰渡、二月十六日番より

山八方二而相勤申候、右之内手前德意も在之候へ共、一同二通イ入申由、江源断二見へ候、酒店当時当番町中橋へ数度願二出候所、大坂組合と申事存居候へ共、是迄当地二而近付二ても無之、山田や八左衛門殿と申も不存候など御挨拶在之旨、依之願書差出し申趣

乍惶口上書を以御願申上候

一 私共組合拾老入代々飛脚商売致来、各々様御用要被仰付被下、大勢之者共渡世仕忝仕合奉存候、然ル所年来之取組大坂屋茂兵衛儀当時若年者、殊二病身二御座候二付、諸事表向相構不申、則茂兵衛母弟勘右衛門与申者後見仕罷在候二付、私共前々より之商売仕法等茂親茂兵衛より相定置候義二格別相違仕、勝手ケ間敷義計仕候故、近年内証二而ハ組合之我々共も色々心遣仕罷有候所二、此度御上より蒙御咎メ、右勘右衛門并手代平兵衛入籠仕罷在候、然共右申上候通、茂兵衛義ハ年来馴染之者、殊二諸事不存義二御座候得ハ、何卒蒙御赦免候ハ、各々様へ御願申上ケ、先規之通り取組商売相続仕度奉存候二付、当分山城屋宗左衛門方相頼、支配仕^所、組合之者共追々罷下り、此度御咎メ之品承合候所二、不宜取沙汰仕候故千万氣之毒奉存、此上見合延引仕候而ハ、無難之私共迄茂兵衛一体之様二思召被下候而者難洪至極仕候、依之登り飛脚相立申度奉存候二付、御当地御 番所様江御覧申上、此度本両替町山田や八左衛門と申、古来より同商売之仁ヲ取極、前々之通り商売相続仕候、数年来御用要被仰付被下、是迄無恙相勤来候私共組合之義二御座候得者、何卒前々之通り御用被仰付被下置候様二奉願上候、勿論右々ハ諸事茂兵衛方へ相まかせ、組中之者相廻り不申上候段重々無調法、可申上様無御座候、此以後相改、組合拾老入之内御当地二相詰、定日々二廻り之者二老入宛相添、随分入念、縦御状御調遅ク候共、何ケ度も取二指上、少茂御差支無御座候様二相勤可申上候、就中為御登御用之品於道中紛失滞之義出来仕候ハ、早速届ケ先江御案内仕、御差図次第我々共方へ引請、急度埒明御出方様へ少茂御苦勞掛申上間敷候、此度御中間様御用被仰付不被下候而ハ我々商売相続難相成候、左候得者我々共組中者不及申上、道中筋所々取組之者并下働

之者迄大勢難義仕候義被思召分、各々様へ御披露被遊、御憐愍之上、
右御願申上候通り、此後為御登御用要山田や八左衛門方へ被仰付被下
候様ニ幾重ニも御願奉申上候、以上

寛保貳年

壬戌二月

大坂会所元

江戸屋源右衛門

印

組合

伏見や彦右衛門

印

森河や左兵衛

亀や 小左衛門

印

長崎や理右衛門

津国や惣左衛門

江戸屋源兵衛

印

いせや庄右衛門

天まや治右衛門

印

亀屋 善右衛門

小松屋佐右衛門

印

山田や次右衛門

江戸本両替町

山田や八左衛門

酒御店

御行司衆中様

如此願書中橋御行司へ差出候、何卒急々御参会被遊被下候様ニ願申候
へ共、是計ニ御参会被成候義難成候由、追而増参会之節御披露可被成
との義、右願書町々行司へも出し申様ニと御申被成候由、手前よりも
願書相認、四組御行司へ差出候

乍惶書付を以御願申上候

一 御仲間様御為登御用之儀、大坂屋茂兵衛・私兩人江被仰付被下、数年
相勤来候所、茂兵衛去冬御咎を受候以来、私方計江御用被仰付被下候

儀難有奉存、早速御礼罷出候筈之御儀ニ御座候へ共、茂兵衛難渋ニ逢
候時節、私大悦仕候段御礼ニ罷出候儀、何とや思召も惶奉存、差□(由緒)控
力)御礼延引罷成候、然ルニ此度外より御為登御用御願申上候様ニ及
承候、茂兵衛以前之通商売相続仕候上、御用被仰付候儀者不及是非奉
存候、外へ被仰付被下候儀ハ外聞実儀迷惑至極仕候、数年御出入、乍
惶御馴染之私共儀ニ御座候間、不相替御用被仰付被下候様ニ幾重ニも
奉願上候、以上

戌二月

酒問屋

御衆中様

手板組中

嶋や左右衛門

右之趣一軒／＼御礼乍御願廻り申候、酒店御支配人不残、其外行徳迄
不残歩行申候

此時中橋御行司 高嶋新七様 廿一日より 高嶋喜三郎様

岸辺仁兵衛様

山本や

呉服町 丸や嘉兵衛様 かやは町組新川 河田や庄二郎様

瀬戸物丁組 山崎や又兵衛様

御支配人瀬戸物町組 中川仁兵衛様

三州御支配人上方御上り御留主

(以下、この丁空白)

大坂より戌三月廿一日出ニ当地三軒江状到来写

一 筆致啓上候、追日暖気趣候、弥以其御地御揃倍御堅勝可成御座、目出
度御儀奉存候、当地無異儀御同前罷在候、御心安思召可被下候
惣体旧臘より道中筋馬込、其上川々満水旁ニ而、飛脚殊外延着候付、
所々得意方より御不審之儀毎事之御事ニ候、尤冬年之所ハ短日之申分
ケも御座候而、其品申立是迄御了簡も御座候へ共、併当春より唯今ニ
至り、飛脚別而延引仕候、最早長日ニも相成候ニ付、ケ様遅滞仕候義
何共不都合成義とは是以御咎被成候、此義迎も右之御断申上候得共、是
迄二具延引ニ相成候、此上段々

御大名様方御参勤御交代粗(数)多御座候、然時者猶以馬込及延引可申候、尤川支之時節者申分等も御座候へ共、晴天杯ニ至り過分ニ遅滞仕候而ハ何方之得意方へも銘々申分難立候、夫故当所四会所寄合仕候ハ、其元状之分別ニ走り御仕立被成可被下候、尤先状御立被成候へハ早之差構ニも相成候様ニも可被思召候へ共、左之通りニ御極被成御仕立可被下候

一
早走り之儀ハ是迄之通、早ク着仕候様ニ御仕立可被下候、先状之義ハ先馬込之内当所江七日着之積り、尤此方届方ハ八日目ニ何方へも相届申候、然時ハ早之構ニハ相成申間敷候様ニ被存候、右之工面被成候へハ、飛脚も往来過分ニ遣方入申間敷候様ニ奉存候、何分右之積りニ而来ル廿八日番より先状右之趣ニ其元御仕立被成可被下候、無左候てハ得意方へ此上申分ケ一々難成候、依之当所四会所寄合、乍早速以書状申上候、猶此上思召之義御座候ハ、追々御互ニ書状にて得御意可申上候、恐惶謹言

三月廿一日

江戸や惣五郎

津国や十右衛門

天まや儀左衛門

和泉や甚兵へ様

山城や宗右衛門様

嶋や左右衛門様

一
尚々先状之義、先当分馬支之内御仕立御尤ニ奉存候

届ケ方之義ハ右得御意候通、或ハ其元廿六日出ニ御仕立被成候へハ、翌廿七日より当所届ケ方八日目にて御座候、縦令早ク着仕候而も手前ニ指控、八日目ニ相届ケ申候工面ニ堅ク申合置候、以上

右之状三月廿六日朝着ニ而山城や方へ廻し申候

(次の丁の末尾に)

手板組中